

○扶桑町総合教育会議設置要綱

平成27年3月30日要綱第2号

扶桑町総合教育会議設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。次条において「法」という。）に基づき、扶桑町総合教育会議（以下「教育会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 教育会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 法第1条の3に規定する大綱の策定に関すること。
- (2) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(組織)

第3条 教育会議は、町長、教育長及び教育委員会の委員をもって構成する。

(会議)

第4条 教育会議は、町長が招集する。

- 2 議長は構成員の互選により選出する。
- 3 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、町長に対し、協議すべき具体的事項を示して、教育会議の招集を求めることができる。
- 4 教育会議は、第2条第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第5条 教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録の公表)

第6条 町長は、教育会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(庶務)

第7条 教育会議の庶務は、総務部政策調整課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、教育会議の運営に関し必要な事項は教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。